

三田市企業立地促進条例の一部を改正する条例修正案の概要

【修正趣旨】 北摂三田第二テクノパーク進出企業に対する税制上の優遇措置を講ずるにあたり、三田市企業立地促進条例（平成14年三田市条例第34号、以下「企業立地促進条例」という。）に所要の改正を行うため、第310回定例会議案第26号三田市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について（以下「一部改正条例」という。）が提出された。

この税制上の優遇措置を講ずるにあたっての条件を、一部改正条例に追加するため修正を行うもの。

【修正背景】 三田市は、テクノパークに隣接する工業団地（北摂三田第二テクノパーク）を整備し、新たな雇用の創出と地域経済の活性化を図るとして第二テクノパーク促進事業を実施している。今回提出された一部改正条例は、第二テクノパークにおいて、事業用資産の取得金額が3億円以上の場合に、固定資産税及び都市計画税を5年にわたって免除する税制上の優遇措置を行うものである。

しかし、厳しい経済環境下、当該事業の趣旨である新たな雇用の創出を確実なものとするためには、資産取得金額のみが優遇措置の条件では不十分であり、直接的に市内居住者の雇用を条件に追加すべきである。

これが、修正案を提出する理由である。

【関係法令】 企業立地促進条例、一部改正条例
地方自治法（昭和22年法律第67号）第115条の2、
三田市議会会議規則（昭和35年議会規則第1号）第17条

【修正内容】 北摂三田第二テクノパークにおいて、特定事業者が都市計画税及び固定資産税を5年間免除される条件

（修正前）

特定事業者が特定事業用資産（取得費用3億円以上）を取得した場合。

（修正後）

特定事業者が特定事業用資産（取得費用3億円以上）を取得し、

かつ、

当該資産を用いて特定事業を開始する日において新たに従業員を雇用（市内居住者3分の1以上）すること。

【上程日】 第310回定例会本会議（第5日）